塩尻市新型コロナウイルス感染症復興支援事業

体験・土産クーポン+Plus支援金実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、塩尻市の観光需要の早期回復を目的として、塩尻市内宿泊施設に宿泊した者を対象とした体験サービス業、土産品販売業等で使えるクーポンの配布により、利用料金の割引を行う事業者に対応・支援を実施するため、必要事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第２条 一般社団法人塩尻市観光協会（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第３条　新型コロナウイルス感染症復興支援事業は、体験サービス業、土産品販売業等で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の低廉化事業とする。

（対象事業者）

第４条　速やかに事業実施が可能な者であり、次の各号に該当するものとする。

（１）塩尻市内の主として観光客が利用する施設（体験サービス業、土産品販売業）であること。ただし、土産品販売業については、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターなどの量販店やコンビニエンスストアは対象外とする。その他は別表に記載のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる施設種別 | 例　　示 |
| アクティビティ・体験施設 |
| 工芸体験 | 漆器、箸づくり、クラフト　等 |
| 料理体験 | 五平餅、そば打ち、パン、ピザ、アイス　等 |
| 歴史・風土体験 | 入館料、着付け、観光ガイド　等 |
| 果物狩り・観光農園 | 果物狩り（ぶどう・なし・プルーン等）等 |
| アクティビティ | 入園料、釣り　等 |
| 土産品店 |
| 土産品店 | 土産品店・伝統工芸品等の販売　等 |

（支援金対象経費）

第５条 体験・土産クーポン対象経費は、対象事業者においてアクティビティ・体験、土産物の購入等の料金が割り引かれるものであること。

（支援金の額）

第６条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

クーポン券　宿泊者１名につき、チラシ１枚当たり1,000円分

（１）2,000円以上の購入及び利用で1,000円券１枚を利用できるものとする。

（支援金交付対象期間）

第７条　令和５年７月１日（土）から令和５年１１月３０日（木）までの利用を対象とする。

（対象事業者登録申込）

第８条　対象事業者となろうとする者は、申込書（様式第１号）を事務局へ提出するものとする。

（対象事業者の指定通知）

第９条　事務局は、対象事業者指定内容を確認の上、対象事業者を登録し、新型コロナウイルス感染症復興支援事業　対象事業者登録完了通知書（様式第２号）により対象事業者に通知する。

２　申請書類を審査した結果、対象事業者を登録しない場合には、新型コロナウイルス感染症復興支援事業　対象事業者指定登録　不採択通知書（様式第３号）により通知する。

（取組の中止）

第10条　次に掲げる事由により、事務局は対象事業者に対し取組の中止を行うことができる。

（１）対象事業者の支援金消化総額が予算に達する場合

（２）本要綱の規定に違反した場合

２　事務局は上記の事由により対象事業者に中止を求める場合は、中止書（様式４号）により通知する。

（実績報告）

第11条 対象事業者は、月末毎に利用実績を集計し、実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、対象期間終了後２週間以内に事務局に提出することとする。

（１）利用済みクーポン券（原本）

（２）その他事務局が必要と認めるもの

２　各事業者の状況により、集計期間を最低２週間まで短縮することができることとする。その際は、速やかに実績報告書、事業請求書を事務局に提出することとする。

（支援金の請求）

第12条 対象事業者は、前条の実績報告書にあわせて事業請求書（様式第６号）を対象期間終了後２週間以内に事務局に提出することとする。

（支援金の支払等）

第13条 前条の規定による支援金の請求があった場合、事務局は実績報告書を確認のうえ、請求のあった日から３０日以内に対象事業者に支援金を支払うものとする。

（支援金の交付条件）

第14条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）本要綱の規定に従うこと。

（２）対象事業者は、利用されたクーポン券と利用実績を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。

（３）対象事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管しておくこと。

（４）支援金の交付の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（５）対象事業者は、前号の（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与して いる法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

（状況報告及び調査）

第15条 事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

（支援金の支払停止）

第16条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

（支援金の返還）

第17条 対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合、事務局は支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

２ 前項の命令を受けた対象事業者は、事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

（不正利用の防止）

第18条 対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、塩尻市と事務局で協議の上、決定する

附　則

この要綱は、令和５年７月１日から施行する。